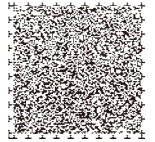


4 年金について

障がいに関する各種の年金制度があります。



◆ 障害基礎年金

次の要件を満たしている方の障がいの程度が、初診日から1年6か月たった日あるいは1年6か月たたない間に治った日（症状が固定した日）に、国民年金法の障害等級表の1級または2級に該当していると認められたときに支給されます。

- (1) 国民年金の被保険者期間中（被保険者であった方が日本国内に居住している60歳以上65歳未満の間を含む。）に、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）のある病気やけがによる障がいであること。
- (2) 障がいのもとになった病気やけがでの初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。

（初診日が令和8年3月31日までの間にあるときは、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。）

また、20歳前に初診日がある場合は、20歳になったとき（障がい認定日が20歳以後のときは障がい認定日）に障がいの程度が障害等級表の1級または2級に該当すると認められると支給されますが、一定の所得制限が設けられています。

(令和6年度年金額)	1級	68歳未満	年額	1,020,000円
		68歳以上	年額	1,017,125円
	2級	68歳未満	年額	816,000円
		68歳以上	年額	813,700円
子の加算	2人目までは1人につき			234,800円
	3人目からは1人につき			78,300円

※ 納付要件等の確認のほか、年齢や他の年金を受けていることなどによる制限もあります。

※ 障害基礎年金の裁定請求書は、初診日が第3号被保険者期間にある場合は、函館年金事務所に提出していただくこととなります。初診日が第1号被保険者期間にある場合は、函館市に提出していただくこととなります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

窓口

国保年金課 (☎ 21 - 3159 FAX 22 - 2800)

亀田支所 (☎ 45 - 5582 FAX 45 - 1090)

湯川支所 (☎ 57 - 6163 FAX 59 - 4837)

各支所（裁定請求は受け付けておりません。）

函館年金事務所 (☎ 31 - 9086)

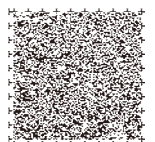
※障害年金等に関し、年金事務所窓口でのご相談を希望される場合は、事前に電話でご予約のうえ、ご来所ください。

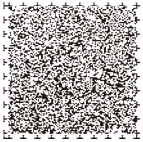
※お電話をいただいた際、音声案内が流れましたら「1」を、次の音声案内が流れましたら「2」を押してください。

◆ 障害厚生年金

○ 障害厚生年金（1級・2級） ＋ 障害基礎年金

厚生年金の被保険者が、在職中に初診日のある傷病・けがにより、初診日から1年6か月たった日あるいは1年6か月たたない間に治った日（症状が固定した日）に、国民年金法の障害等級表の1級または2級に認められたときに、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。ただし、初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上は、保険料納付済期間および免除期間であることが必要です。（初診日が令和8年3月31日までの間にあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。）





○ 障害厚生年金（３級）

上記の在職時および納付要件のある方の障がい程度が３級に該当する場合、厚生年金保険から独自に支給されます。

○ 障害手当金（一時金）

上記の在職時および納付要件のある方の傷病が、初診から５年以内に治癒し、３級よりやや軽い障がいが残ったときに支給されます。

窓口

函館年金事務所 函館市千代台町２６番３号 (☎ 31 - 9086)

※障害年金等に関し、年金事務所窓口でのご相談を希望される場合は、事前に電話でご予約のうえ、ご来所ください。

※お電話をいただいた際、音声案内が流れましたら「１」を、次の音声案内が流れましたら「２」を押してください。

○ 障害者手帳と障害年金の関係について

障害者手帳と障害年金は、どちらも障がいのある方の日常生活にとって大切なものですが、障害者手帳と障害年金では認定基準が異なり、障害者手帳を交付されている方が必ず障害年金を受給できるとは限りませんし、障害者手帳の交付を受けていなくても障害年金を受給できる場合もあります。

また、受給するには、年齢や、年金保険料の支払状況等に関する条件もありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。



◆ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給していない障がい者の方を対象に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

- ＜対 象 者＞ ① 平成３年３月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
② 昭和６１年３月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者
①か②のいずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金１級、２級の障がいに該当する方

＜支 給 額＞ １級：月額 ５５，３５０円 ２級：月額 ４４，２８０円

＜そ の 他＞ 所得制限があります。

窓口

国保年金課 (☎ 21 - 3159 FAX 22 - 2800)

函館年金事務所 (☎ 31 - 9086)

※障害年金等に関し、年金事務所窓口でのご相談を希望される場合は、事前に電話でご予約のうえ、ご来所ください。

※お電話をいただいた際、音声案内が流れましたら「１」を、次の音声案内が流れましたら「２」を押してください。

